

## 奨学金給付規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人田渕育英財団（以下「本財団」という。）定款第4条第1項第1号に基づき、奨学金の給付に関する事項を定める。

### (定義)

**第2条** この規程において、奨学生とは、本財団から奨学金の給付を受ける、海上技術短期大学校、商船高等専門学校及び商船系大学等の国内海技教育機関の学生・生徒をいい、奨学金とは、奨学生に給付する学資金をいう。

2. 学校とは、前項に規定する海技教育機関をいう。

### (奨学生の資格)

**第3条** 本財団の奨学生となる者は、前条に規定する海技教育機関に在学する学生、生徒で、向上心に富み、学業優秀であり、かつ品行方正である者でなければならない。

### (奨学生の決定)

**第4条** 理事会は、本財団の奨学生になろうと希望する者（以下「申請者」という。）について、奨学生選考委員会の答申に基づき、奨学生を決定する。

2. 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

### (必要書類)

**第5条** 申請者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 在籍する学校の推薦状
- (3) 在籍する又は直近に卒業した学校の成績証明書
- (4) 生計を同一とする保護者等の同意書又は未成年の場合は法定代理人の同意書

### (給付期間)

**第6条** 奨学金の給付期間は、特段の事情がない限り、奨学生に採用した年度の4月から、その者が在籍する学校の正規の最短卒業年限の終期までとする。ただし、4年生大学における乗船実習学科就学期間は除くものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、所定の期間満了前に学校の在籍を失ったときはその時点で給付期間は終了する。

(給付金額)

**第7条** 給付する奨学金は、月額30,000円とする。

(交付方法)

**第8条** 奨学金は、毎年6月、11月にそれぞれ6か月分を奨学生の名義の預貯金口座に振り込む方法によって交付する。ただし、採用初年度は7月に6か月分を前段同様の方法によって交付する。

(異動の届出義務)

**第9条** 奨学生又はその法定代理人は、次の各号の一に該当する場合は、理由を付して、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学（転校、転入）、留学、留年したとき
- (2) 停学、退学、その他の処分を受けたとき
- (3) 本人の氏名、住所、勤務先、連絡先に変更があったとき

(報告書等の提出)

**第10条** 奨学生は、本財団の求めるところにより報告書、成績表等を提出しなければならない。

(給付の辞退)

**第11条** 奨学生は、本人の申し出により、奨学金の給付を辞退することができる。

(理事会の議決による給付の停止又は終了)

**第12条** 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第6条の給付期間が満了する前に、理事会の議決により、奨学金の給付を停止又は終了することができる。

- (1) 傷病その他の理由によりおよそ修学の見込みがないとき
- (2) 休学、留学、留年したとき又は停学その他の処分を受けたとき
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (4) 本規程に違反し、奨学生として適当でなくなったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき

2. 前項により奨学金の給付を停止した場合において、理事会は、事情の変更を認めるときは奨学金の給付を再開することができる。ただし、特別な事情のある場合を除き、給付期間の延長及び給付金額の増額は認めないものとし、給付が停止されたまま当初の給付期間を経過したときはその時をもって給付期間の満了とみなすものとする。

(補則)

**第13条** この規程の改廃については、理事会の議決により行うものとする、

**附 則**

この規程は、2025年7月7日から施行する。

2025年 7月 7日 施行

2025年10月23日 改訂